

平成18年度

海上保安庁関係予算概要

平成18年1月

海上保安庁

平成18年度海上保安庁関係予算の概要

1. 予算の基本的考え方

平成18年度予算においては、巡視船艇・航空機の老朽化、旧式化による業務上の支障の早期解消を図るとともに、海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒体制の構築、大規模災害等に対する救助体制の強化等の新たな業務課題に対応するため、老朽巡視船艇・航空機等の緊急かつ計画的な代替整備に着手する予算を確保することに重点をおいた。

また、社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行に必要な予算を手当てするとともに、海上交通の安全性・効率性の向上に係る予算についてはメリハリの効いた予算の実現に努めた。

2. 海上保安庁関係予算総括表

(単位:百万円)

事項	前年度予算額 (A)	18年度 概算決定額 (B)	対前年度 倍率 (B/A)
海上保安庁	168,762	178,979	1.06
重要事項			
巡視船艇・航空機等の緊急整備	14,456	27,966	1.93
(1)巡視船艇の整備	10,346	18,503	
(2)航空機の整備	4,110	9,070	
(3)航空機基地の整備	0	250	
(4)情報通信システムの整備	0	143	
社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行	7,634	7,711	1.01
(1)海上犯罪の予防・取締りの強化	80	123	
(2)海難救助・海上防災体制の強化	867	853	
(3)大陸棚の限界画定のための調査の推進	6,687	6,735	
海上交通の安全性・効率性の向上	5,317	5,292	1.00

重要事項

1. 巡視船艇・航空機等の緊急整備

(1) 巡視船艇の整備

22隻〔うち継続6隻〕

18,503百万円

- ① 海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒水準の維持等の業務課題に適切に対応できる業務遂行体制を確保するため、老朽・旧式化が進んだ巡視船艇を代替し、併せて必要な高速化、操縦性能向上等高性能化を図る。

- ・ 1,000 トン型巡視船 4 隻
- ・ 350 トン型巡視船 6 隻
- ・ 30 メートル型巡視艇 3 隻
- ・ 20 メートル型巡視艇 3 隻

- ② 尖閣諸島周辺海域の警備体制を盤石とするため、拠点機能強化巡視船の整備を引き続き推進する。

- ・ 1,000 トン型巡視船 1 隻（継続）

- ③ 工作船事件等を踏まえて、高速高機能巡視船の整備を引き続き推進する。

- ・ 2,000 トン型巡視船 3 隻（継続）
- ・ 1,000 トン型巡視船 2 隻（継続）

(2) 航空機の整備

11機〔うち継続5機〕

9,070百万円

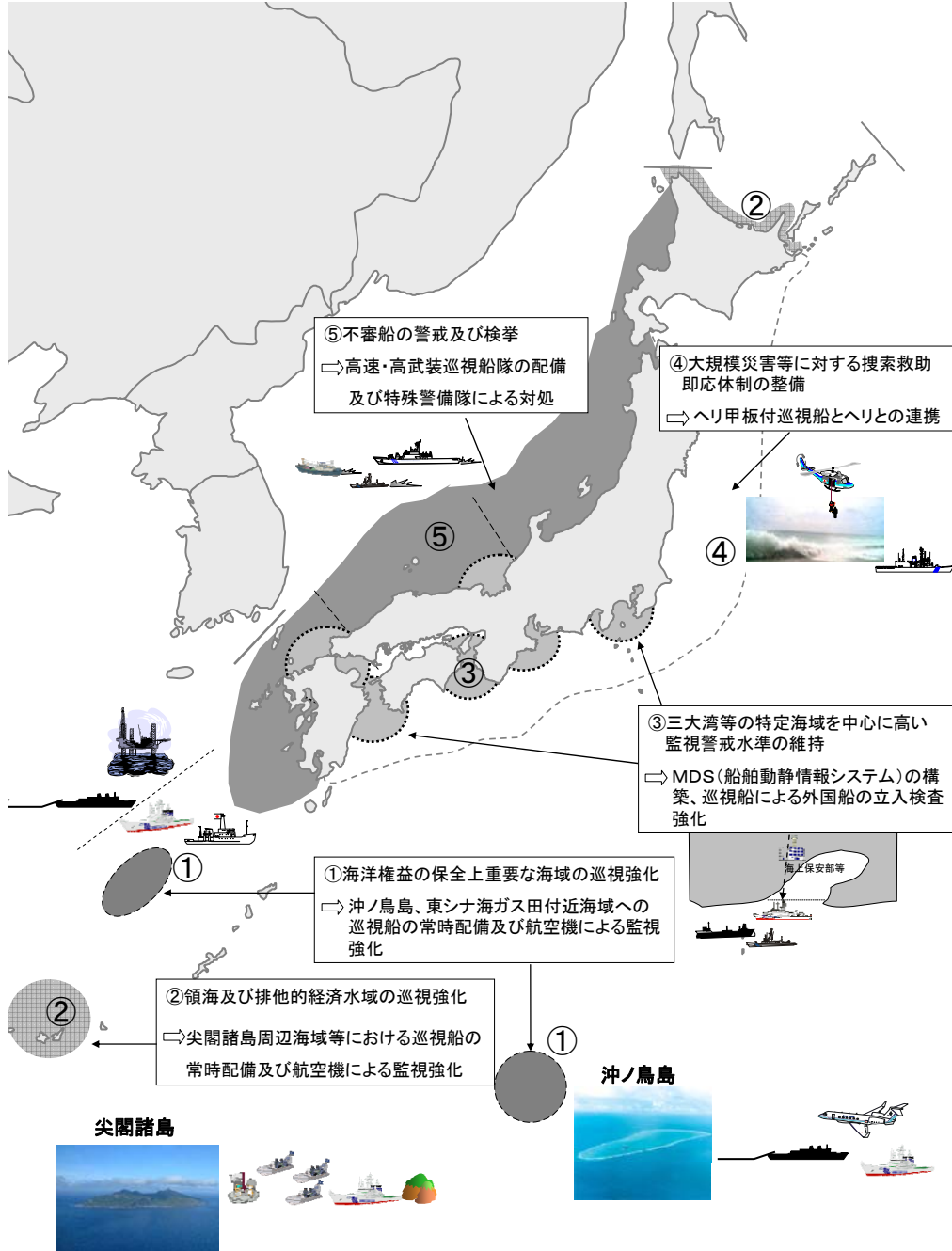
- ① 海洋権益の保全、大規模災害等に対する救助体制の強化等新たな業務課題に適切に対応できる業務遂行体制を確保するため、老朽・旧式化が進んだ航空機を代替し、併せて必要な航続性能・搜索監視能力向上等の高性能化を図る。

- ・ 飛行機 3 機
- ・ ヘリコプター 3 機
- ・ ヘリコプター 1 機（継続）

② テロ鎮圧部隊等を迅速に現場へ輸送できる能力を有する飛行機及びヘリコプターの整備を引き続き推進する。

- ・飛行機 2機 (継続)
- ・ヘリコプター 2機 (継続)

【新たな業務課題に適切に対応できる業務執行体制の確保】



(3) 航空機基地の整備

250百万円

航空機の運用に必要な航空機基地の整備を図り、海上保安業務執行体制の強化を図る。

- ・ 中部航空基地（仮称）の整備

中部航空基地（仮称）
建設予定地



【整備イメージ】



(4) 情報通信システムの整備

143百万円

海上保安業務の効率性・機動性の向上を図るため、船舶動静情報を活用した情報システムの整備等、情報処理及び通信に関するシステムの計画的な整備を進める。

- ・ 携帯118番通報・AIS（船舶自動識別装置）情報を活用した海上保安業務情報システムの整備

2. 社会情勢の変化に対応した海上保安業務の遂行

(1) 海上犯罪の予防・取締りの強化

1 2 3 百万円

海事関係者からの国際組織犯罪情報・公安情報の収集活動の強化、アジア地域における海上セキュリティー対策に必要な関係国間の協力体制の構築等を図る。

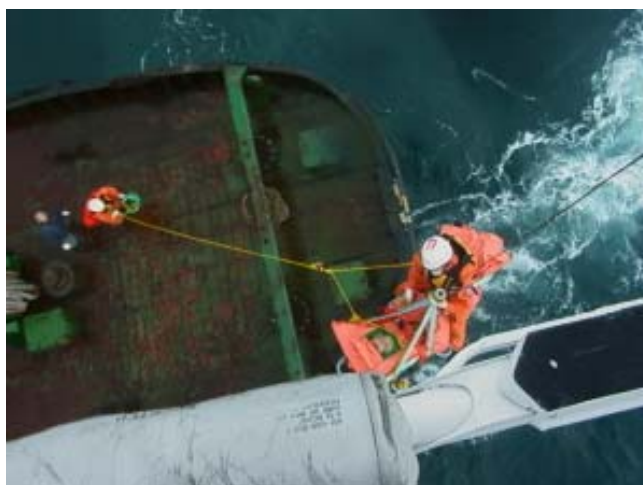


【海上犯罪容疑船の犯人を制圧（訓練）】

(2) 海難救助・海上防災体制の強化

8 5 3 百万円

- ・ 海難救助体制の強化を図るため機動救難士等の増強
- ・ 航行警報自動発出システムの整備
- ・ 油に加え有害危険物質を対象範囲とする海洋汚染物質排出事故対策の強化



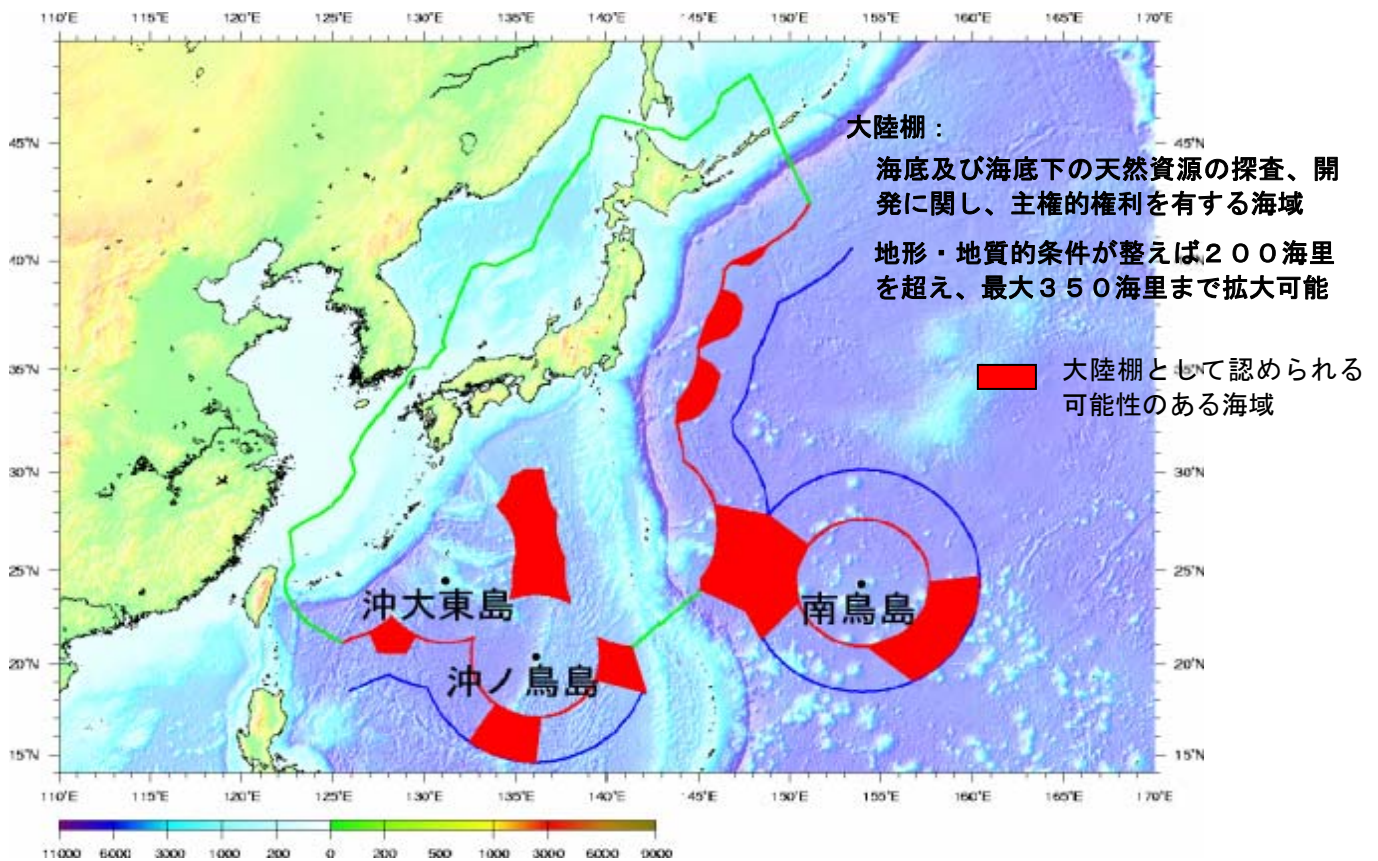
【急病人を救助中の機動救難士】

(3) 大陸棚の限界画定のための調査の推進

6, 735百万円

我が国の大陸棚が、国連海洋法条約に基づき200海里を超えて認められるためには、平成21年5月までに大陸棚の地形・地質に関するデータ等大陸棚の限界に関する情報を国連「大陸棚の限界に関する委員会」に提出する必要がある。

このため、「大陸棚調査・海洋資源等に関する関係省庁連絡会議」で策定された「大陸棚画定に向けた基本方針」に基づき、関係省庁と連携を図り、16、17年度に引き続き、我が国の大陸棚の画定に必要な周辺海域の地形・地質に関するデータを整備するために必要な調査を実施する。



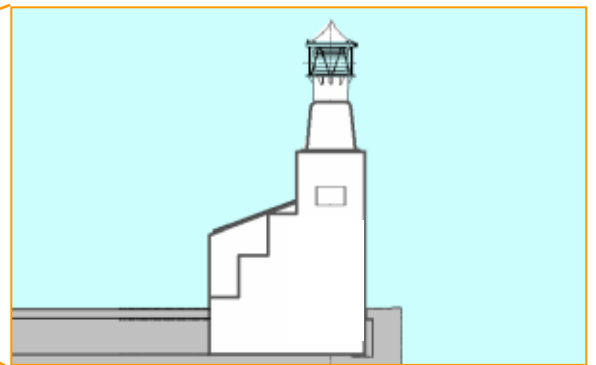
3. 海上交通の安全性・効率性の向上

5, 292百万円

海上交通の安全性・効率性を確保するため、以下の航路標識整備事業を重点的かつ計画的に推進する。

(1) 航路標識電源のクリーンエネルギー化

- ・ 沖ノ鳥島に太陽電池を電源とする航路標識の新設



(2) 輻輳海域における航路標識の高機能・高規格化（より見やすく、識別しやすくするための同期点減化等）

(3) AISを活用した次世代型航行支援システムの整備

- ・ AIS陸上局の整備を促進し、東京湾～北部九州海域までの海域をカバーするとともに、衝突海難の未然防止に必要な機能を強化する。

